

福井県職員定数条例の一部改正について

1 改正の考え方

(1) 知事の事務部局（病院、公営企業除く）、教育委員会の事務部局

教育委員会で所管している競技力向上にかかる業務を知事部局に移管し、スポーツによるまちづくり・地域のスポーツ環境整備を一体的に実施するため、知事の事務部局の職員定数を10人増員し、その増加分については、教育委員会の事務部局の職員定数を削減する。

(2) 病院の職員

県立病院中期経営計画の実現に必要な人員体制を整えるため、病院の職員定数を31人増員する。

(主な内容)

- ・新興感染症に対応可能な看護師を一般病棟に配置
- ・患者総合支援センター（仮称）を新設し、多職種による入院前の相談を充実

2 改正の内容

(1) 知事の事務部局の職員

病院の職員および 企業業務に従事する 職員以外の職員	2,875人 ⇒ 2,885人	+10人
病院の職員	1,062人 ⇒ 1,093人	+31人

(2) 教育委員会の事務部局の職員

教育委員会の 事務部局の職員	200人 ⇒ 190人	▲10人
-------------------	-------------	------

3 施行年月日

令和4年4月1日